



# 事前抑止、和解と訴訟手続きに関する経済学的分析

熊谷, 太郎

---

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2013-02-27

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3001

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003001>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 28 】

氏 名・(本 籍)	熊谷 太郎	(埼玉県)
博士の専攻分野の名称	博士(経済学)	
学 位 記 番 号	博い第70号	
学位授与の 要 件	学位規則第4条第1項該当	
学位授与の 日 付	平成16年3月31日	

【 学位論文題目 】

事前抑止、和解と訴訟手続きに関する経済学的分析

審 査 委 員

主 査	教 授	丸 谷	冷 史
	教 授	岸 本	哲 也
	教 授	福 田	亘

## 熊谷太郎氏 博士論文審査報告要旨

論文題目 「事前抑止、和解と訴訟手続きに関する経済学的分析」

### 論文内容の要旨

本論文は序章に続く5つの章と結びで構成され、損害賠償責任ルールと訴訟プロセスを明示的に考慮して、事故抑止努力問題を考察している。

第1章「伝統的な損害賠償責任ルールの理論分析」では Brown, Shavell の損害賠償責任ルールに関する研究と、本論文の著者の基本的視点および分析方法が解説される。著者が本章で展開するモデルは Shavell (1983) を片側不完備情報のケースに拡張したものであり、それによって Brown (1973), Shavell (1983) とは異なっており、望ましい損害賠償責任ルールは過失責任のみであることが示される。

第2章「不完全観測の下での製品欠陥事故に対する望ましい賠償責任ルール」では次のようなモデルが構成される。①各当事者（加害者と被害者）は相手の事故抑止努力を観察することなしに自らの事故抑止努力レベルを選択する、②事故が発生すると、被害者は加害者がどのような事故抑止努力を選択したかを示す証拠を入手することができる、③加害者は被害者が上記証拠を入手した後に固定された和解額を提案する、④被害者は和解額を受け入れる場合と、それを拒否して提訴する場合がある、⑤裁判では両当事者の事故抑止努力に関する正確な情報が明らかにされ、それに基づく判決結果を両当事者は拒否できない。

著者は②の証拠が加害者の事故抑止努力を正しく反映する完全観測のケースと、誤った情報を含む不完全観測のケースを区別し、二つのケースで望ましい損害賠償ルールが異なることを明らかにする。すなわち完全観測の場合は過失責任が望ましいが、不完全観測の場合は寄与過失を伴う厳格責任が望ましいルールとなる。そして完全観測の場合は、判決額の上昇は加害者の事故抑止努力に対するインセンティブを強めるが、不完全観測の場合は加害者の事故抑止努力に対するインセンティブは判決額上昇の影響を受けない。この結果の系として、完全観測のケースでは懲罰的損害賠償は過失責任ルールの場合も、寄与過失を伴う厳格責任ルールの場合も加害者の事故抑止努力に正の効果とを及ぼすが、不完全観測の過失責任の下では効果がなく、寄与過失を伴

う厳格責任ルールの場合にのみ有効であることが示される。

第3章「法廷前和解交渉における遅延の要因」では完備情報の下で、法廷前の和解交渉に遅延が生じる可能性について分析し、交渉費用が遅延の要因であることを明らかにした。この問題に関する研究として Spier (1992) が代表的である。Spier は T 期間の交渉期間が与えられ、期間内に和解が成立しなければ法廷に進むというモデルで、①完備情報の下では和解は第1期めで成立し、遅延は生じないこと、②不完備情報の場合は遅延の可能性があり、③その場合、交渉の成立する確率は、交渉期間の中間より第1期および第T期において高いというU字型パターンがあること、を明らかにした。これに対して第3章は Rubinstein 型の逐次提案型モデルにおいて交渉費用を明示的に導入することによって、①完備情報の下でも和解交渉の遅延が発生すること、②和解成立時に支払われる交渉費用と交渉過程で発生する費用を区別して定式化することによって、Spier の不完備情報モデルと類似のU字型パターンが現れること、を示した。

第4章「訴訟を伴う事故抑止努力インセンティブ：過失責任」では第2章のモデルを拡張し、和解額が内生的に決定されるケースについて、事故抑止努力に対するインセンティブを考察する。和解額を生年化した（本章の原論文が執筆された時点での）先行研究においては、被告（加害者）が事故発生前に選択した事故抑止努力水準のみが取り扱われ、原告（被害者）の努力水準については分析に組み込まれていなかった。これに対して本章のモデルでは両者の努力水準が組み込まれ、努力水準の選択が訴訟プロセスや損害賠償責任ルールに影響される可能性について分析している。本章では加害者が和解提案者であるケースと、被害者が和解提案者であるケースとを分けて考察し、前者では完全ベイジアン均衡は存在しないのに対して、後者では完全ベイジアン均衡が存在することが示される。またいずれのケースにおいても判決額の調整によって、加害者の事故抑止努力を社会的最適水準にすることは可能であるが、被害者については、社会的最適条件を満足させることは不可能であることが論証される。

第5章「訴訟を伴う事故抑止努力インセンティブ：寄与過失を伴う厳格責任」では第4章に続き、賠償責任ルールが寄与過失を伴う厳格責任である場合に、訴訟が事故抑止努力インセンティブに及ぼす影響が考察される。本章では、賠償形式が被害額以下の補償的賠償と被害額を上回る懲罰的賠償のケースが対比して考察される。補償的賠償のケースでは和解提案者が加害者であっても、被害者であっても、両者とも事故

抑止努力をする。他方懲罰的賠償のケースでは、いずれが和解提案者であるかによって、結果は異なる。加害者が提案者である場合には、被害者が確実に事故抑止努力をする均衡は存在しない。被害者が提案者である場合には、両当事者が確実に事故抑止努力をする均衡が存在する。ただしそれは加害者が正の確率で被害者の和解提案を拒否するケースであり、法廷で解決がはからなければならない。したがって懲罰的損害賠償はいずれが和解提案者であっても非効率性があり、補償的賠償に比べて望ましいとはいえないと論じられる。

結び「結論と今後の課題」では第1章から第5章までの分析結果が要約され、今後の研究課題について論及されている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は「法と経済」の学際的分野において、近年高い関心が寄せられている「事故抑止努力」のための損害賠償責任ルールに関する研究である。分析方法としてゲーム論的アプローチをとり、先行研究において分析が複雑になりすぎることから十分考察されず、課題とされてきた多くの問題を、比較的簡潔に処理しうるモデルを工夫し、明解な結果を得ており、高く評価しうる。

本論文の貢献はとりわけ以下の点に認めることができる。

1. 従来の研究では部分的にしか導入されなかった諸要因を同時に、明示的に、モデルに組み込み、これまで見解が分かれていた若干の問題について、見解が相違する原因を明らかにし、体系的に説明することに成功したこと
2. 損害賠償責任ルールと訴訟プロセスについては独立した分野として研究されることが多かったが、賠償責任ルールと訴訟（判決）の複合的影響を考慮することによって、事故抑止努力に対する総合的な効果を分析したこと
3. 完全観測のケースにおいても和解交渉の遅延が生じることを明らかにし、かつ Spier が不完全観測のケースで見出した U 字型仮説が、完全観測の下でも成立することを示したこと。

本論文の提出者になお求められるのは以下の点である。

1. 本論文は分析手法からの制約もあって、モデルの抽象度が高く、現実問題と

の関連が薄い。賠償責任ルールや訴訟制度の改革といった現実問題に対して、有効な示唆があたえられるようにモデルを工夫する必要がある。

2. 本論文では当事者による和解と訴訟の二つの制度が取り上げられているが、現実的重要性のある今ひとつの仕組みである、裁判所による調停にも、考察を広げること

3. 本論文では和解交渉の成立が訴訟に進む場合よりも効率的であると仮定されているが、和解、訴訟、調停に関わる社会的費用に関する考察を深めること

しかしこれら三つの課題は、本論文提出者の今後の研究によって果たされるべきものであり、それらによって本論文の意義と貢献がいささかも損なわれるものではない。

以上を総合して、下名審査委員は一致して、本論文の提出者が博士（経済学）の学位を与えられるに十分な資格をもつものと判定する。

平成 16 年 3 月 8 日

審査委員 主査 教授 丸谷冷史  
教授 岸本哲也  
教授 福田 亘